

静岡大学教育学部附属静岡小学校いじめ防止等のための基本方針

1. はじめに

いじめは、それを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格形成に大きな影響を与えると同時に、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人権上重大な問題です。

そこで、静岡小学校では、2013年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、静岡大学により制定された「静岡大学附属学校園いじめ防止等のための基本方針と施策（2014年10月9日役員会承認）」を踏まえて、「静岡大学附属静岡小学校いじめ防止等のための基本方針」を制定した。

2. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) 未然防止のための環境づくり

本校は、「いじめはどの子にも、どの学校でも生じうる。」及び「いじめは決して許されない。」との認識のもと、すべての児童が安心・安全な学校生活を送り、様々な活動に自発的・意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ未然防止のための対策を講じ、遂行します。また、すべての児童がいじめを行わないことはもちろん、いじめを生み出すことのない環境をつくり出すことを目指し、いじめを認識しながら放置しないことや、いじめは許されない行為であることを児童が理解できるよう指導・支援します。

下記事項に留意していじめの未然防止のために力を尽くすこととします。

- 個々の教職員が日頃より児童の行動を注意深く観察し、小さな変化にも気づくことができるよう努力する。
- 児童の様子に関する情報の交換・共有を教職員の間で行う機会を定期的に設ける。
- 日頃より児童及びその保護者との間で円滑なコミュニケーション関係を築き、維持する。
- すべての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる充実した学級づくり・学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ行為を早期に発見し、初期段階における迅速かつ適切な対応を関係者が協力して行います。そのために本校では、下記事項に留意して、いじめの早期発見に努めます。

- 管理職、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭及びスクールカウンセラーなど教職員間における密接な連携協力関係を確立し、個人が情報を抱え込むことがないよう、チームで組織的に対応することを心掛ける。

- 定期的な調査や教育相談の実施、相談窓口や相談方法の周知徹底、いじめに関わる外部機関とのネットワークづくりなど、いじめやその予兆となる現象を的確にとらえ、早期にかつ迅速に対応することが可能な体制や環境を整える。
- 保護者との間に緊密な連携協力体制を構築し、関係するすべての人が児童を見守る仕組みを構築する。

(3) いじめへの対処

児童あるいは保護者からいじめに関する相談を受けたときや、児童がいじめに該当する可能性のある行為を受けていると思われるときには、本校は速やかにいじめの事実の確認作業を組織的に行います。いじめが確認された場合、本校は、いじめを受けた児童やいじめを通報した児童の安全を直ちに確保するとともに、被害を受けた児童の家庭に対して当該児童を全力で守り通すことを核とする方針を伝えます。そして、いじめを行った児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であるとの立場から、事情を確認した上で適切にかつ毅然とした指導・支援を行います。また、いじめの被害者や加害者に対するサポートや、当事者ではないそれ以外の児童に対する心理面のケアを専門的見地から行うために、必要に応じて静岡大学が有する資源を有効に活用します。また、いじめが確認された事案について、問題の発生から終結に至る経緯や対応に関する情報を、本校長を通して速やかに附属学校園統括室及び教育学部長に報告します。このように、本校では、いじめへの対処について組織的な対応を行うこととします。そのために、教職員一人ひとりが常日頃よりいじめを把握した場合の対処方法について共通理解を図っておくとともに、本校全体での組織的な対応を可能とするような体制を整備します。

(4) 地域や関係諸機関との連携

公立学校園に比べて学区が広範囲にわたるという本校の特性を踏まえつつ、社会総がかりでいじめ防止等の対策を実践するという「いじめ防止対策推進法」の精神に鑑み、本校は地域や関係諸機関との連携協力関係を一層強化します。また、スクールカウンセラー、ソーシャルスクールワーカーとの緊密な連携体制の強化、児童相談所、各種医療機関との連携にも努めています。

3. 本校が実施すべき施策

(1) 組織等の設置

本校は、いじめに対応し、その防止について検討する組織（以下、「校内いじめ防止対策委員会」）を常設し、いじめに係わる情報の共有やいじめ防止等に向けた取組方針の企画立案等の打合せを定期的に行います。校内いじめ防止対策委員会は、本校が組織的にいじめ問題に取り組む中核となります。

また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対策を協議立案します。

(ア) この組織は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等によって構成します。

(イ) 必要に応じて、学級担任、スクールカウンセラー、本学関係者をメンバーに加えます。

(2) 本校いじめ防止基本方針の公表と見直し

本校が策定した基本方針は、ホームページで公表します。また、適宜見直しを行い、必要な措置を講じます。

(3) いじめ防止等に関する取組

ア いじめの未然防止

(ア) 教職員の資質向上

いじめ防止等のため、教職員は自己研鑽に務め、児童や集団のサインを敏感に感じ取る感性を磨き、児童の心を捉えるよう努めます。(図1 いじめ防止対応の校内体制)

① 子どもの見方、とらえ方の研修会の開催

(月1回程度実施する「学年部会」や「職員会議」に児童の情報交換を組み入れる)

② 外部研修会の参加、報告

(イ) 自他を大切にする心の育成

人権尊重の精神にたち、互いの考え方や意見、人格を認め合いながら課題等を建設的に調整し解決する力や自己の言動の周囲への影響を鑑みながら判断して行動できる力等を育みます。

児童が安心して過ごせる学校づくりをし、一人ひとりが大切にされ、互いのよさや可能性が育まれる教育活動を計画的に実践します。

(ウ) すべての教育活動をとおした道徳教育と体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むよう、すべての教育活動をとおした道徳教育と体験活動を計画的に実践します。

(エ) 地域や外部機関との連携

保護者や本学、及び学校が設置されている地域・外部機関（放課後児童クラブ・社会教育施設等）と連携して、生活をよりよいものにしようとする児童を育むと同時に、いじめ防止にあたります。

いじめの対応 「すばやく、ていねいに」

子どもからのサインを敏感にキャッチ

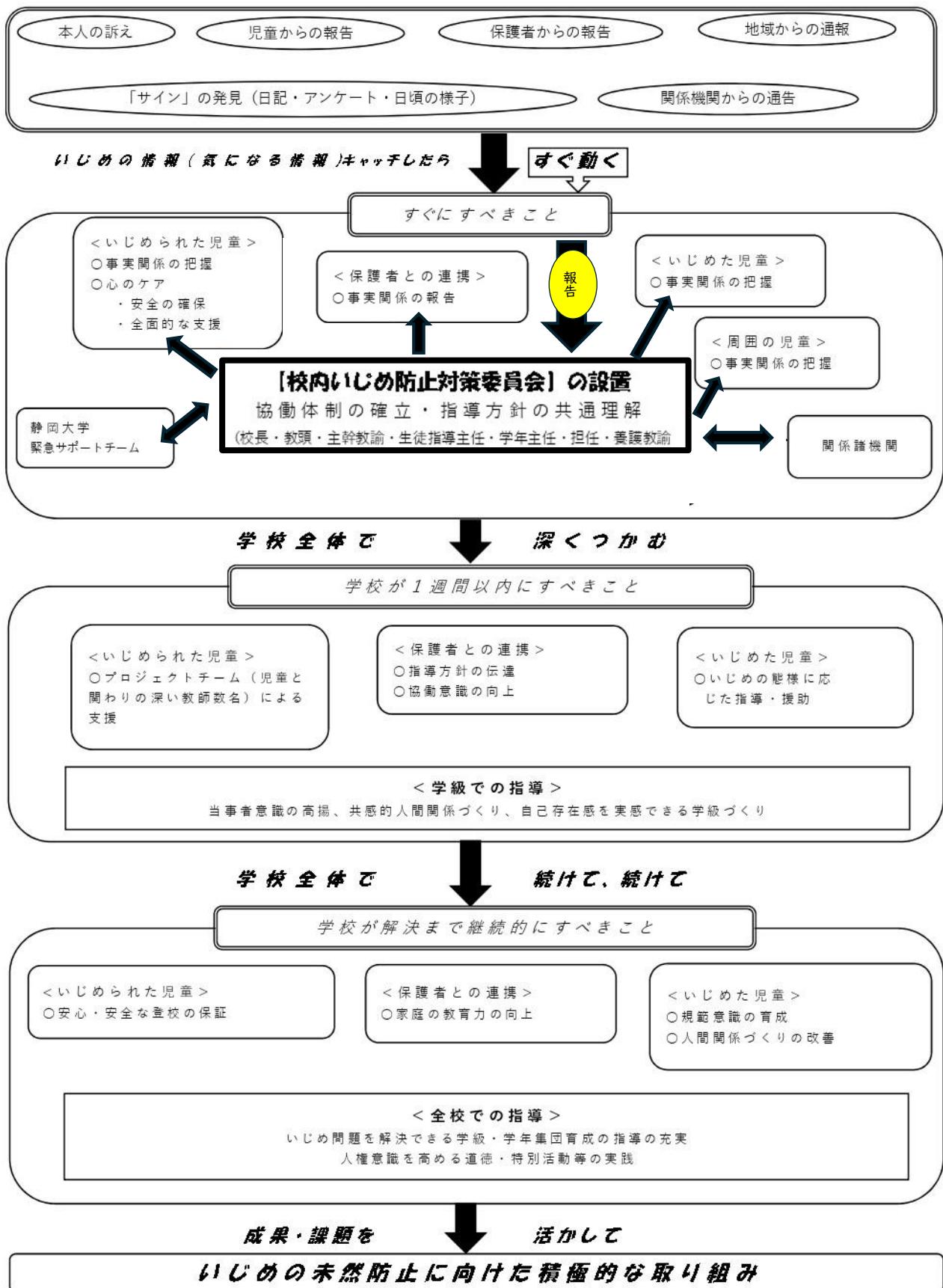


図1 いじめ防止対策の校内体制

イ いじめの早期発見

(ア)児童の見守りと観察

教職員は、日常的な観察により児童の表情・態度・言動等に注視することによって、いじめの早期発見に努めます。

また、教職員が様々な方法で児童との信頼関係を深め、児童をみとり、気になる表れについては、教育相談により、迅速に対応します。

(イ)学校体制のチェックと情報の共有

本校は、いじめ防止対策委員会を活用して、学校におけるいじめ防止等の取組が適切、確実に実施されているかどうか常にチェックします。いじめの萌芽が見逃されたり、対応が遅れたりすることがないよう、特に、教職員間の情報交換と共有を確実に行います。

(ウ)児童の実態把握

児童の実態を把握するために、悩み事等に関する調査を、年4回程度実施するほか、本校の実情に応じて随時実施します。調査にあたっては、本校の実情によって、児童や保護者が悩みを書きやすいよう配慮します。

① 年間4回「悩みごとアンケート」を実施します。(5月・10月・12月・2月)

(エ)児童が自分の悩み等を自由に発信・相談できるシステムの構築

児童がいつでも誰でも安心して自分の気持ちや悩みを訴えることができるようになるため、日々、全校児童が綴っている「日記」から心の変化を見取り、子どもからのサインを敏感にキャッチする。また各学級の実態に応じた教育面談(子どもとの対話)を活用などの仕組みを構築する。

(オ)相談体制の整備

スクールカウンセラーや附属学校事務室と連携し、学校内の教育相談体制の整備に努めます。

(カ)保護者との連携

家庭における子どもの言動や生活に気になる変化が見られたとき、すぐに学校に相談することが可能となるよう保護者との信頼関係の構築と保護者への働きかけに努めます。

(キ)保護者の相談や訴えへの適切な対応

保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、児童の安全確保と秘密保持に配慮します。

ウ いじめへの対処

(ア)いじめの事実確認と状況把握

発見・通報を受けた教職員は、直ちに「いじめ防止対策委員会」において、情報の共有を図ります。

また、いじめを受けた児童、いじめを行った児童、周りの児童、いじめを受けた児童の保護者それぞれに対して、いじめ情報を聞き取り、情報を整理し、的確に事実確認を行います。

(イ)いじめを受けた児童への支援と心のケア

児童の思いへの共感を示し、いじめは許さない、全力で守り通すという教師側の姿勢といつでも相談できる体制を伝え、児童に安心感をもたせます。いじめを受けた児童に寄り添って対応します。

また、必要に応じて、静岡大学が設置した、「いじめ調査チーム」や「緊急サポートチーム」等の派遣を要請し、指導助言を受けながら、相談体制や指導体制を整備します。

(ウ)いじめを行った児童への指導と心のケア

いじめを行った児童の言い分を十分に聴き、対応します。自分の言動を振り返らせながら、相手の気持ちを振り返らせ、他人の痛みを理解するための指導を粘り強く行います。場合によっては、専門家による継続的なカウンセリングを行います。

エ 関係機関との連携

(ア)静岡大学との連携

いじめが確認された場合には、本校は附属学校事務室に電話で第一報を入れ、速やかにいじめの事実について紙面にて報告し、連携して対応します。

(イ)その他の関係機関との連携

静岡大学をとおして、静岡県教育委員会や各市教育委員会及び民間団体と連携し、必要な体制を整備するとともに、児童の様子を見守ります。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、本学と協議の上、所轄警察署に通報し、連携してこれに対処します。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めるとともに、静岡大学へその経過を報告します。

4. 重大事態への対処

○重大事態のケースとは

重大事態とは、次の場合を言います。

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は、速やかに静岡大学の附属学校事務室へ重大事態発生について報告します。

○ 緊急対応および調査

本校は、重大事態であると判断したときは、附属学校園統括長の指揮の元、心のケア等を行う「緊急サポートチーム」およびいじめの調査を行う「いじめ調査チーム」の派遣を、必要に応じて依頼します。(図2 いじめ防止対策のための校内組織)

エ その他

その他の重大事態時の対応については、静岡大学の基本方針と施策を参照します。

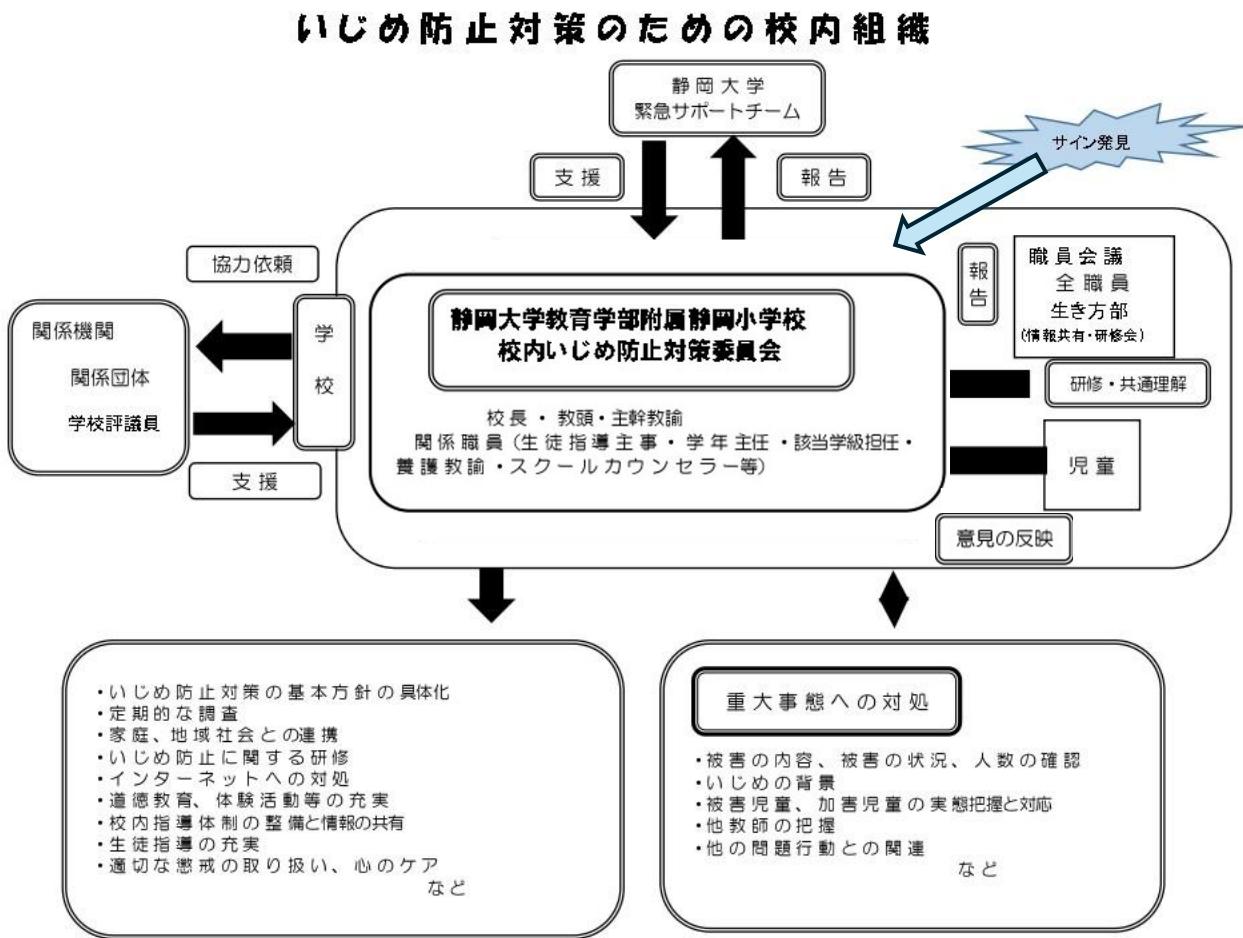


図2 いじめ防止対策の校内組織